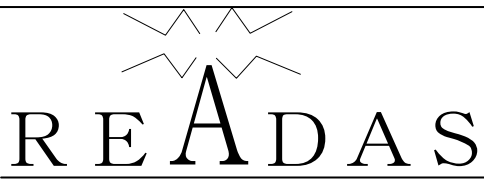


第 5059 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 9月 2日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 事業用資産の買換え

Q：個人の事業用資産を譲渡した場合に、買換え特例が受けられる場合があるとか。どのような場合に適用が受けられるのですか？

A：次のような買換えについて特例が適用されます。

【解説】

この特例の対象となる買換えは、10のケースに限られていますが、代表的なものには次のようなものがあります。

- ①「既成市街地等内にある事務所若しくは事業所で一定のものとして使用されている建物又はその敷地で、譲渡年の1月1日において所有期間が十年を超えるもの」を譲渡して、「既成市街地等以外の地域内にある土地等、建物、構築物又は機械及び装置」を取得した場合
- ②「既成市街地等及び都市計画区域内の一定の土地等、建物又は構築物」を譲渡して、同区域内にある特定資産で、都市再開発法による市街地再開発事業に関する都市計画に従って取得する場合
- ③「国内にある土地等、建物又は構築物で、譲渡年の1月1日において所有期間が十年を超えるもの」を譲渡して、国内にある土地等（事務所、事業所その他一定の施設「特定施設」の敷地の用に供されるもの又は駐車場の用に供されていないことについて一定のやむを得ない事情があるものに限る）で、その面積が300平方メートル以上のものに限る）、建物、構築物又は機械及び装置」を取得した場合

